

傍 聴 要 領

精華町文化財保護審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 精華町文化財保護審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定刻になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴席が満席となったときは、傍聴を制限することがあります。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意をし、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に審議会等の会長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。